○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾道市福地町六六五番六から三原市糸崎八丁目二〇一番六まで	前	Ａ　一〇・〇～二〇・〇	五四・六メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　一〇・〇～二〇・〇 Ｂ　五四・六～一〇六・七	三・〇七〇キロメートル 三・四三六 三・〇七〇 三・四三六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○北海道開発局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡和寒町字朝日一〇九番一から同町字朝日一〇七番一まで	前	二六・六五～七四・四五メートル	〇・二四八キロメートル
	後	二六・六五～八六・九三	〇・二四八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班から同町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班は小班まで	前	三一・五七～三五・〇五メートル	〇・〇八八キロメートル
	後	三一・五七～四四・六	〇・〇八八
北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班は小班地内	前	四二・六八～四九・九〇	〇・一一四
	後	五二・三七～五四・四四	〇・一一四

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北一条東三丁目二番一地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百四十四号	北海道野付郡別海町尾岱沼港町二二五番三から同町尾岱沼港町二二五番四まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百七十四号	北海道河東郡鹿追町瓜幕西三一線二〇番二五から同町瓜幕西三一線二一番二一地先まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道河東郡鹿追町瓜幕西二九線二二番三から同町瓜幕西二九線二二番一まで	〃
四百五十三号	札幌市南区常盤三条二丁目六三番一一〇地先から同市南区常盤四条二丁目八〇番四まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年五月十八日

国会事項

衆議院

議案送付

五月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十八年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十八年度特別会計補正予算（特第1号）

参議院

会議

五月十七日（火曜日）午後四時三十分　本会議

議案受領

五月十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十八年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第六号）

平成二十八年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第七号）

議案受領（予備審査）

五月十六日衆議院から次の議案が送付された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（野田佳彦外九名提出）（衆第三九号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（野田佳彦外五名提出）（衆第四〇号）

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（野田佳彦外五名提出）（衆第四一号）

東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（野田佳彦外五名提出）（衆第四二号）

議案付託

五月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十八年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第六号）

平成二十八年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第七号）

予算委員会に付託

質問主意書提出

五月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

災害時の郵便局による地域貢献に関する質問主意書（林久美子提出）（第一一三号）

尖閣諸島における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書（白眞勲提出）（第一一四号）

外国の領域における武力の行使に関する再質問主意書（白眞勲提出）（第一一五号）

質問主意書転送

五月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

学童保育に関する質問主意書（小林正夫提出）（第一一〇号）

日台関係及び「日台関係基本法」の制定に関する質問主意書（江口克彦提出）（第一一一号）